

大都市制度・税財政調査特別委員会 資料

2 特別市実現に向けた取組状況について

資料 1 特別市実現に向けた指定都市市長会を中心とした取組状況

資料 2 特別市に関する考え方（素案）改訂版
（令和7年7月 指定都市市長会「第11回多様な大都市制度実現プロジェクト」資料）

資料 3 今後の予定

総務企画局

令和7年10月8日

特別市実現に向けた 指定都市市長会を中心とした取組状況

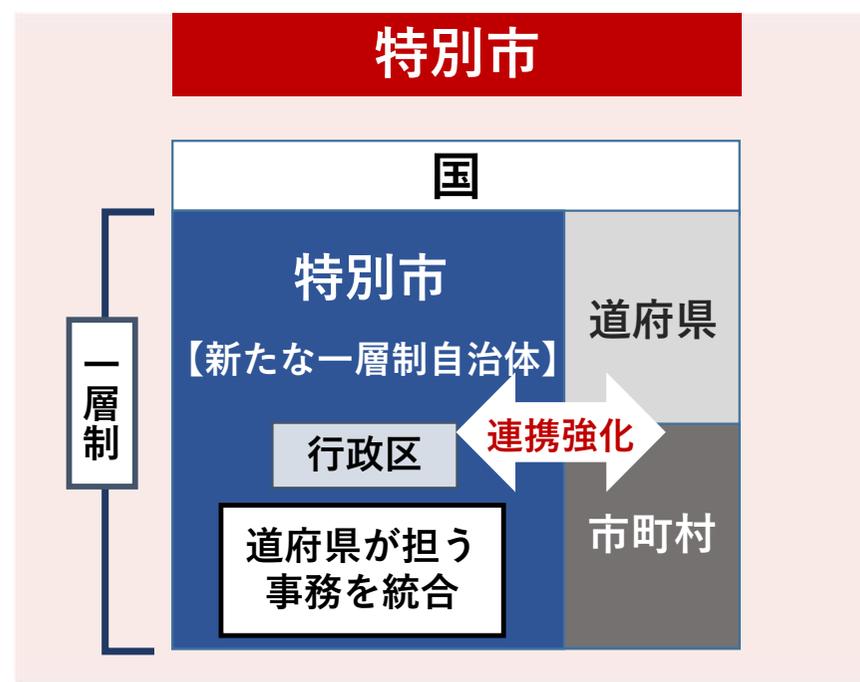
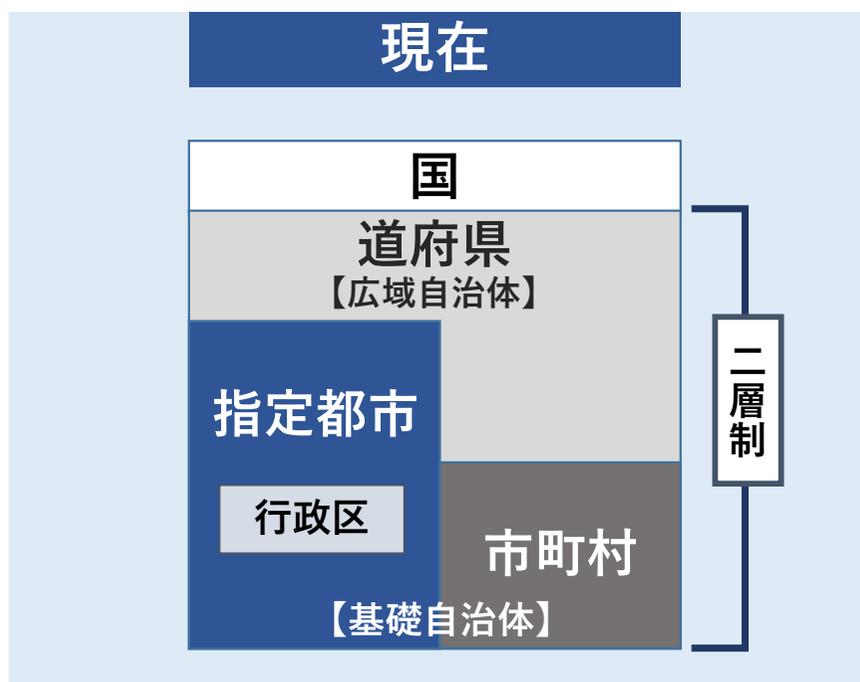
総務企画局

令和7年10月8日

特別市制度の概要

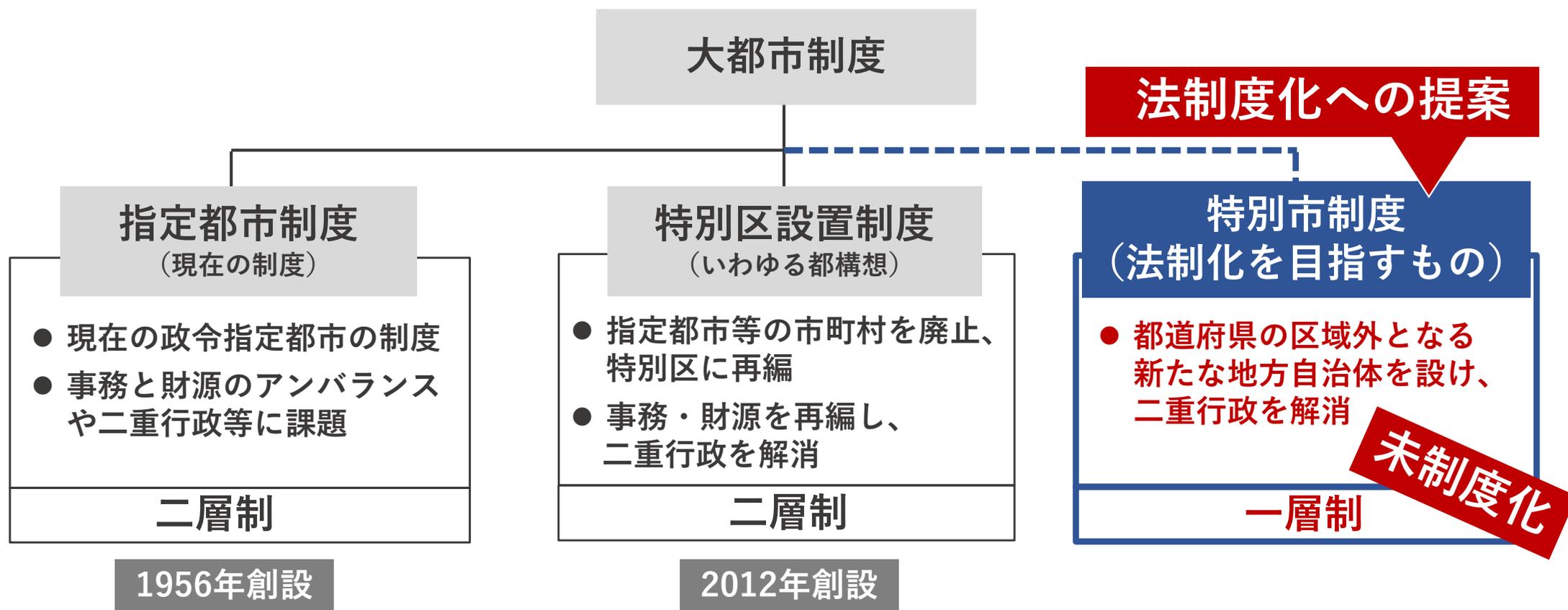
■ 新たな大都市制度「特別市」について

- 広域自治体に包含されない**一層制の地方公共団体**
- 現在、道府県が指定都市の市域において実施している広域自治体の事務と、基礎自治体として市が担っている事務を統合し、**住民に身近な基礎自治体が一元的に担う**ことで、**効率的かつ機動的な都市経営の実現**を可能とする新たな地方自治の仕組み



新たな大都市制度「特別市」の提案

新たな大都市制度の創設



地域の実情に応じて
ふさわしい大都市制度を**選択**できるようにすべき

指定都市市長会での取組

- ✓ 指定都市の市長が一体となって、多様な大都市制度の早期実現を目指す
- ✓ 「特別市」制度の創設は、指定都市市長会としての長年の悲願

【指定都市市長会としての取組経過】

● 平成22（2010）年5月～

● 令和2（2020）年11月～



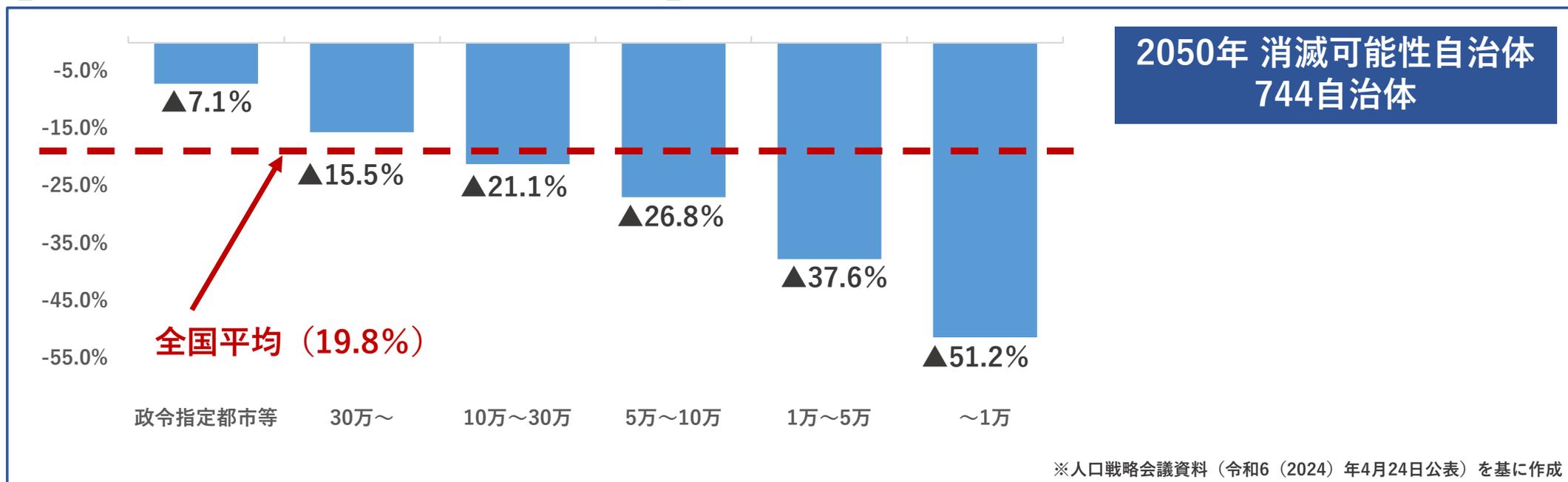
特別市制度の創設等について国などに**継続して要望**
「**多様な大都市制度実現プロジェクト**」を設置

令和4年4月からのプロジェクトでは、
福田市長がプロジェクトリーダーとなり、
現在、13市長がプロジェクトに参加するとともに、
指定都市が一体となって、特別市の法制化に向けた
機運醸成の取組を展開

我が国に対する危機意識

- ✓ 人口減少時代の到来や、東京都への一極集中のリスク、経済の停滞など
我が国は危機的な状況

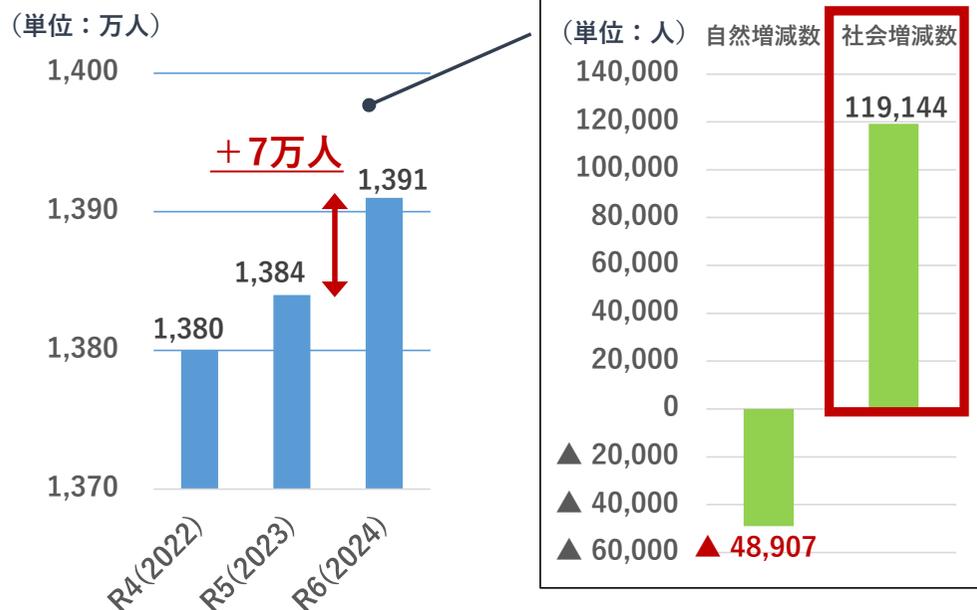
【2050年 人口規模別の人口減少率】



我が国に対する危機意識

東京都への一極集中の状況

東京都の人口推移

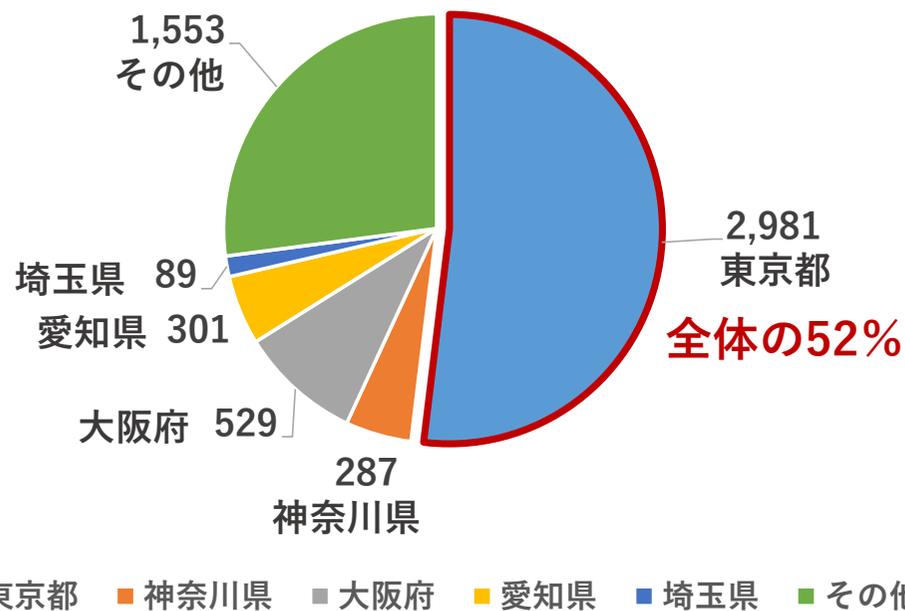


他都市からの人口流入により、東京都では圧倒的な「社会増」

※出典：総務省「【総計】令和6年住民基本台帳人口・世帯数、令和5年人口動態（市区町村別）」より作成

人口上位5都府県を抜粋

資本金10億円以上企業数

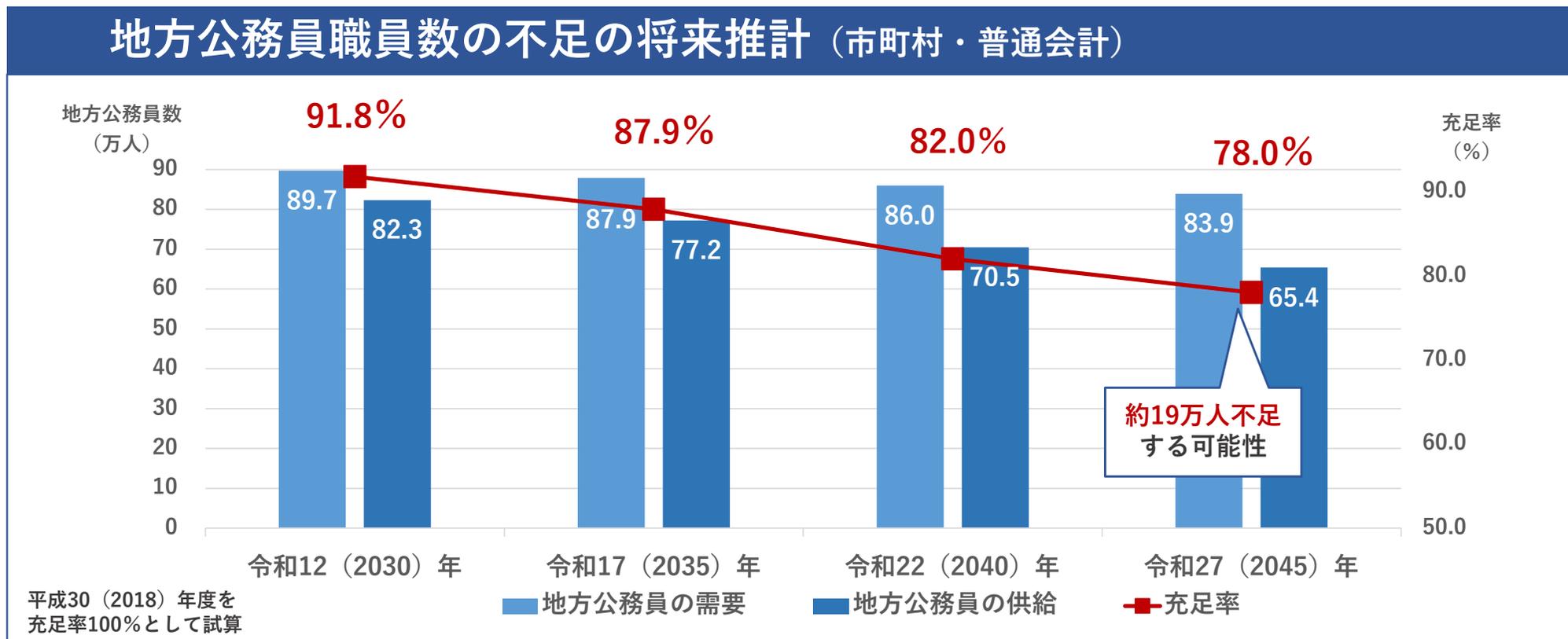


※出典：令和3（2021）年経済センサスより作成

今後は東京都のみ人口が増加する見込み、大企業は東京都に偏在

我が国に対する危機意識

地方公務員の職員数



出展：株式会社日本総合研究所「地方公務員は足りているかー地方自治体の人手不足の現状把握と課題」 令和3 (2021) 年

**地方公務員も不足し、あらゆる行政サービスを
単独の市町村だけで提供することが困難となるおそれ**

我が国の地方自治制度

✓ 我が国の**地方自治の構造**は**硬直的**で、**環境変化に対応できない状況**

【我が国の硬直した地方自治制度】

明治21（1888）年 県の大合併 → 47道府県の形が確立 15,859市町村

昭和22（1947）年 地方自治法施行・一層制の**特別市制度創設**

昭和31（1956）年 地方自治法改正・**指定都市制度の成立**

約70年間、
指定都市制度は変わっていない

135年以上、
県の形、二層制の体制は変わっていない

令和7（2025）年 現在 → 47都道府県 1,741市区町村

新たな大都市制度「特別市」の提案

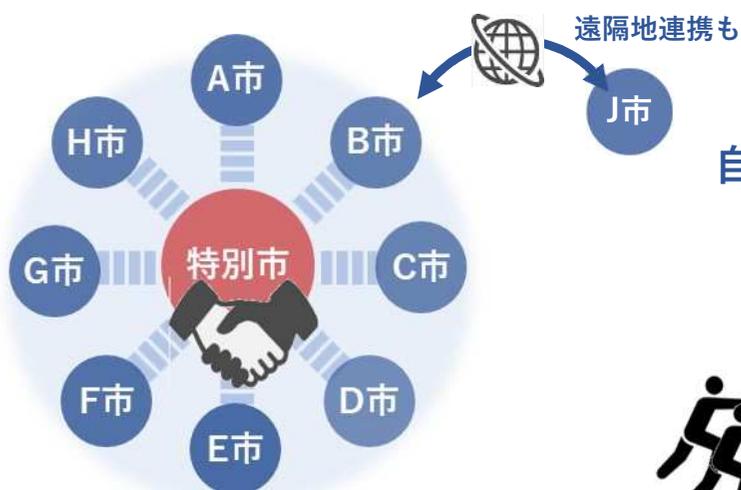
人口減少時代に特別市が果たすべき責務

【特別市の成果を市域外にも広く還元】

- 我が国の危機的状況が見込まれる中、
行政サービスの充実や都市の成長による成果を、
市民はもとより、周辺自治体も含めた圏域、さらには日本全体に還元していく



【特別市による水平連携、周辺地域への波及】



自治体間の連携強化によって行政課題を解決しながら、圏域を発展

基礎自治体として解決すべき様々な行政課題

安全・安心の
まちづくり

大規模災害
感染症対策

医療・介護

環境問題

産業・テクノロジー
労働力

デジタル化
対応

子育て・教育

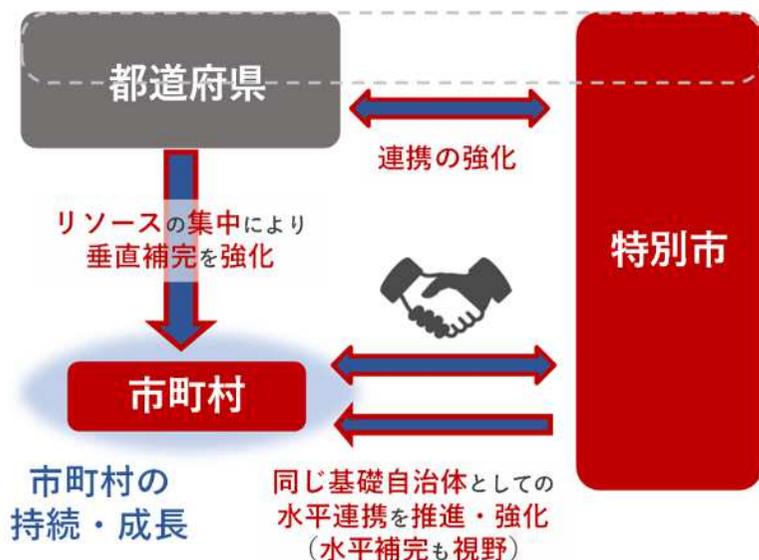
インフラ
公共交通



道府県との役割分担による持続可能な行政サービスの提供の必要性

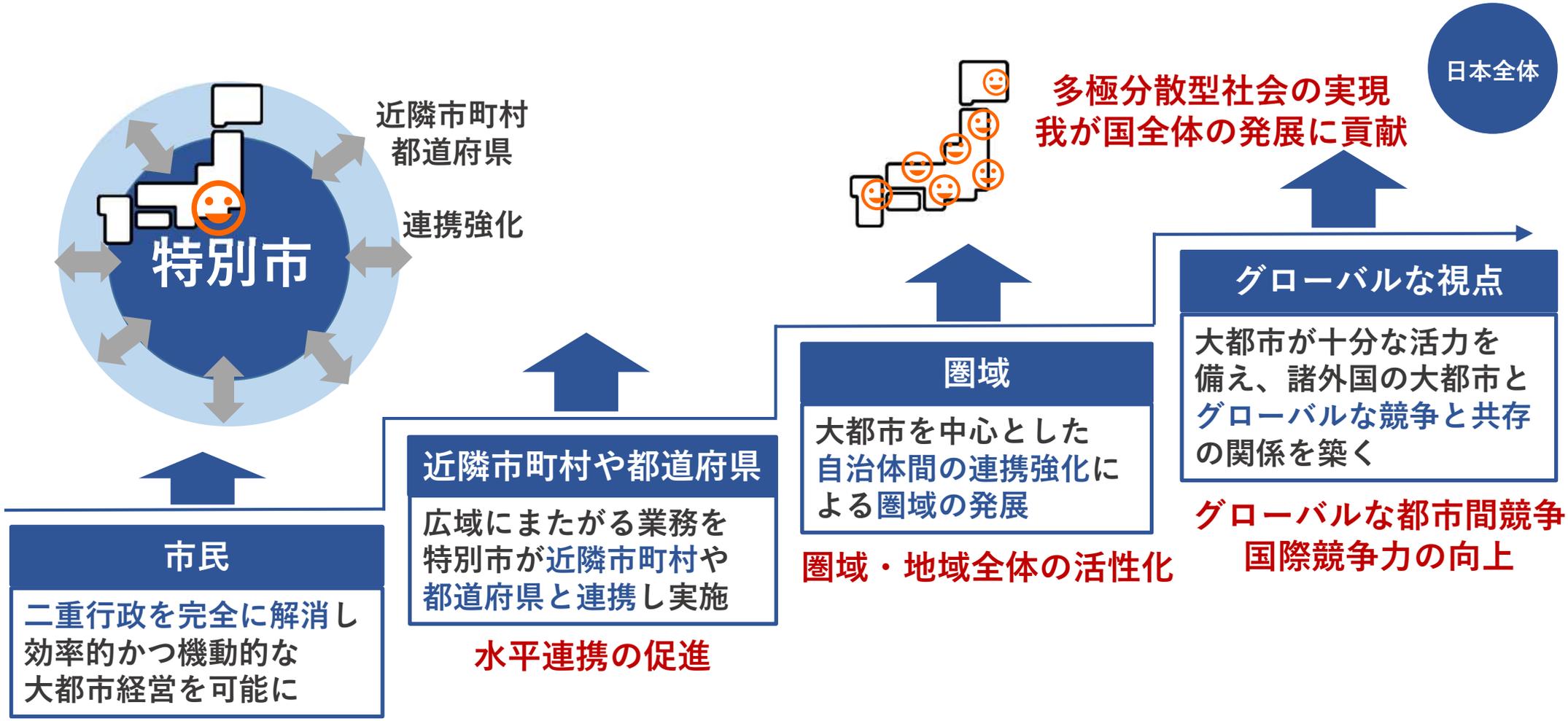
- ✓ **特別市**が近隣自治体等との**水平連携**の中心的役割を果たすとともに、**道府県**は連携が困難な地域に対する**垂直補完**の役割を果たす
- ✓ **特別市**と**道府県**が**それぞれの役割に注力・連携**することで、日本全体における**持続可能な行政サービスの提供が可能に**

【今後の持続可能な行政サービス提供の姿】



- 道府県と市町村による画一的な二層制からの脱却など 地方行政推進体制のあり方を抜本的に見直すことが必要
- 大胆な制度改革も視野に、さらなる広域連携を促進

特別市がもたらす効果



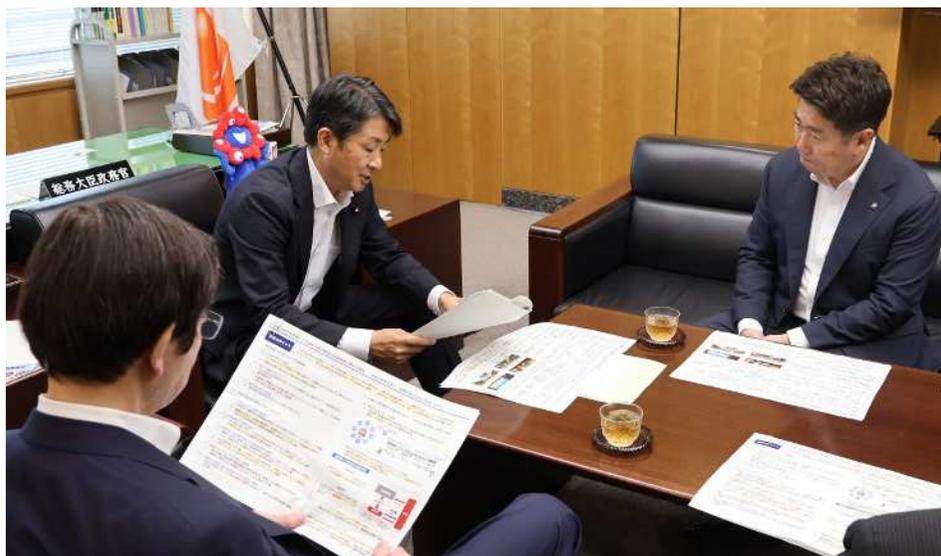
効率的な行政サービスの提供
積極的な施策展開

国家戦略として取り組むべき

人口減少時代を見据えた指定都市市長会の提言

- ✓ 本年7月に、指定都市市長会において、「**人口減少時代を見据えた多様な大都市制度の早期実現に関する提言**」を策定し、8月には総務省に提言活動を実施
- ✓ 今後、国会議員などに対しても、提言活動を実施予定

【提言のポイント】



人口減少時代など我が国に対する危機意識を踏まえ、

長年にわたり変わらない**我が国の地方自治制度のあり方を抜本的に見直すことが必要**

持続可能な社会や我が国全体の成長に繋げるため、**「特別市」の早期法制化を提案**

写真は、古川総務大臣政務官への提言内容の説明状況（令和7（2025）年8月）

関係者との意見交換の状況

✓ 様々な関係者とも、我が国の**危機意識**を共有し、**将来を見据えた議論**を展開

【関係者との意見交換】



経済同友会との意見交換
(令和7(2025)年1月)



全国市長会 正副会長との意見交換
(令和7(2025)年6月)



全国市議会議長会指定都市協議会
との意見交換 (令和7(2025)年8月)

指定都市を応援する国会議員の会

- 令和7（2025）年5月 **14年ぶりに**全体会を開催し、指定都市市長と意見交換
- 令和7（2025）年6月 次期地方制度調査会に大都市制度のあり方を諮問するよう**決議**



国会議員の方々から政府等に要望へ

指定都市を応援する国会議員の会 決議

- 令和7（2025）年9月 決議文を内閣総理大臣及び総務大臣に手交



写真は、石破内閣総理大臣への手交の状況（令和7（2025）年9月）

指定都市を応援する国会議員の会が内閣総理大臣及び総務大臣に要望 16

地方制度調査会での大都市制度の議論の必要性

- ✓ 我が国を取り巻く危機的な状況と将来を見据えると、「特別市」制度の早期法制化が必要
- ✓ 本年7月の指定都市市長会議で、次期地方制度調査会において、大都市制度のあり方を調査・審議していただくための要請文を採択

【要請のポイント】



我が国を取り巻く危機的な状況と
将来をしっかりと見据え、これまでの国の研究会
やワーキンググループでの議論も踏まえ、

次期地方制度調査会に「特別市」の法制化を含めた
大都市制度のあり方の調査審議を諮問し、議論を進
めること。

写真は、古川総務大臣政務官への要請状況（令和7（2025）年8月）

総務省ワーキンググループ

- ✓ 総務省は**昨年**、**研究会**や**ワーキンググループ**を設置し、**人口減少時代に対応するため、持続可能な地方行財政のあり方の議論を開始**
- ✓ **ワーキンググループ**では、**特別市制度についても議論**

【総務省での状況】

「持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会」（総務省）

令和6（2024）年11月設置

大都市における行政課題への対応に関するワーキンググループ

令和6（2024）年12月設置

大都市に特有の行政課題に対応する観点から、大都市に関する制度を含めて幅広く議論

本年1月には、ワーキンググループにおいて、**指定都市市長会が、指定都市制度、「特別市」制度に関するヒアリングに対応**

大都市における行政課題への対応に関するワーキンググループ報告書(概要)

- 大都市制度改革について提言を行った第30次地制調答申から10年以上が経過し、急速な人口減少や人材不足の深刻化、デジタル化の進展などの変化が見られる中、**大都市制度のあり方や大都市圏での広域的な取組**に関し、論点を整理するとともに対応の方向性を検討*1。

*1：以下の4.について論点整理を行い、その他の項目について対応の方向性を検討

1. 大都市を取り巻く現状と検討の視点

- 全国的な人口減少が進む中、特別区は2045年頃まで人口の増加が続き、**大都市*2への人口の集中度合は一貫して高まる**ことが予想
- **東京圏への人口集中や経済・生活圏と行政区域との不整合**などの課題が挙げられる中で、地域住民の意向の反映や国全体の政治・行政や社会経済への影響という観点から、**どのような大都市地域にどのような大都市制度が求められるか**についても議論を深めていくことが重要

*2：本WGでは、指定都市制度及び都区制度が適用されている区域を「大都市」と呼称

2. 指定都市制度

- 指定都市への**更なる権限移譲に向けた検討**だけでなく、**人材不足の顕在化**を見据え、事務の性質に応じた、道府県との間での**事務の一元化・共同化**についても検討

3. 都区制度

- 特別区部の都市としての一体性を重視しつつ、特別区においても**技術系職員の確保が困難**になっていることや**デジタル技術の進展**などを踏まえ、**都が積極的に役割を果たす**ことも検討

4. 新たな大都市制度としての「特別市」制度

(1) 「特別市」制度の意義

- 様々な評価が見られることから、制度導入の目的や住民にとってのメリットなどの観点から、**引き続き議論が必要**

(2) 制度を検討する際の課題

- 以下の項目について、議論を深める趣旨で、**論点を整理**

【広域自治体が分割されることによる影響】

- ① 警察、医療提供体制、都市計画など、残存する道府県の事務処理への影響とその対応策
- ② 「特別市」に移行する区域に道府県が有している施設の取扱い
- ③ 「特別市」が周辺市町村において果たすべき役割
- ④ 行政サービスの提供に影響が生じないための財政面での対応

【住民自治の確保】

- ・ 「特別市」の区等での住民自治や住民代表機能の確保について

【「特別市」移行の要件・手続】

- ・ 手続の端緒や国の役割、住民投票の要否・範囲等について

5. 大都市圏における広域的な課題への対応

(1) 都道府県の区域を超えた圏域行政への対応

- 経済・生活圏が都道府県域を超えて広がっている東京圏では、少子化対策や高齢社会対策、大規模災害対策などの広域的に調整を行いながら取り組むべき課題に対し、**圏域で一体となって実効性のある調整を行うための仕組み**の構築が必要
- **国と連携・調整を行うための仕組み**を広げていくことや、防災や子育て、介護、交通などの市町村が重要な役割を果たしている分野の課題について、**市町村の意見を反映するための仕組み**を設けることも必要

(2) 指定都市を含む市町村間の広域連携

- **地方圏**では、指定都市が中心となり、**法令に基づく事務や専門人材の確保、公共施設の集約化**等に重点を置いた連携が必要
- **三大都市圏**では、規模・能力が同程度の市区町村間での連携に加え、比較的リソースを有する**指定都市等を中心とした連携の枠組み**についても検討

県内三市（川崎市・横浜市・相模原市）の取組

県内三政令市市長・正副議長懇談会（令和7（2025）年8月）

次期地方制度調査会における「特別市」の法制化を含む大都市制度のあり方に関する議論を求める
「三市による共同要請」をとりまとめ（今後総務省に要請予定）

【共同要請のポイント】

- 1 我が国が抱える社会課題等へ対応し、時代の要請や地域の実情に迅速かつ柔軟に応じていくためにも、大都市が持つ力を最大限に発揮できる「特別市」の早期法制化に取り組むべきである。
- 2 我が国の持続可能な未来へ向けて、「特別市」の法制化を含む大都市制度のあり方を次期地方制度調査会に諮問し、議論を進めるよう、三市の市長と市会・市議会の正副議長の総意をもって強く要請する。



本市の取組（指定都市市長会や他都市との連携以外）

国や県への要請活動

- 国の予算編成に対する要請書
- 県の予算編成に対する要請書



国の予算編成に対する要請活動（令和7（2025）年6月）

市民への周知・広報

- 市民向け出前説明会の実施
- イベントへの出展（市民祭り、区民祭など）
- 解説動画の公開、まちなかでの広報



出前説明会の実施



区民祭への出展



アゼリアビジョンでの動画放映

様々な主体への説明

- 要請に応じて、様々な関係者、団体への特別市制度の講演等



団体への特別市制度の説明

- かわさき市政だよりへの掲載
- 4コマ漫画を使った広報チラシの配布
- 図書館での企画展の実施
- TVer・公共交通機関への広告掲出



南武線デジタルサイネージへの広告掲出



公共交通機関（バス）への広告掲出

市内の動き（市議会や全町連など）

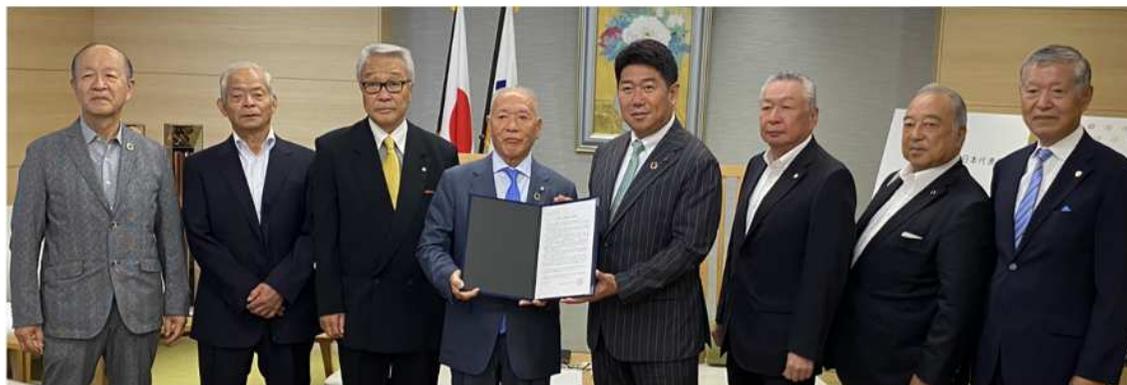
川崎市議会

- 令和3（2021）年6月 特別自治市制度の早期実現を求める意見書
- 令和4（2022）年3月 特別自治市の早期実現に関する決議

川崎市全町内会連合会

- 令和5（2023）年9月 特別市の早期実現に向けた要望

✓ 市民が特別市制度を選択できるようにするため、国等への法制化の働きかけを強化し、特別市の早期実現に向けて取組を加速すること。



住民目線から見た特別市の必要性、要望

※ 令和7年7月 指定都市市長会「第11回多様な大都市制度実現プロジェクト」資料

特別市に関する考え方（素案） 改訂版

令和7年7月

これまでの特別市の議論や整理を踏まえて、追加説明が必要な事項

趣旨

- 指定都市市長会では、令和3年11月に「多様な大都市制度実現プロジェクト最終報告書」をとりまとめた。
- 同報告書では、特別市制度の概要及び必要性・効果、第30次地方制度調査会で指摘された課題への対応（考え方）を整理をした。
- 今回、「人口減少時代等を見据えた多様な大都市制度の早期実現に関する提言」をとりまとめることに伴い、改めて、指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト」において議論を行い、これまでの特別市における議論や整理を踏まえて、「特別市に関する考え方」を整理した。

【今回整理を行った主な事項】

- 1 指定都市制度における具体的な支障事例
- 2 新たな大都市制度としての「特別市」の必要性
- 3 特別市がもたらす経済成長
- 4 特別市の制度内容等に関すること
 - 4-1 区の住民代表機能の考え方
 - 4-2 特別市の移行に向けた住民投票の考え方
 - 4-3 広域事務、連携のあり方
 - 4-4 警察事務のあり方
 - 4-5 税財政制度のあり方
 - 4-6 道府県有施設の取り扱い

1 指定都市制度における具体的な支障事例

これまでの議論や整理

- 指定都市制度は、不明確な役割分担等による道府県と指定都市間の二重行政が存在するとともに、指定都市市民は、行政サービスの多くを指定都市から受けているにも関わらず、その経費を道府県税として負担しており、受益と負担の関係にねじれが発生
- 指定都市は、大都市として、多種多様な行政課題に対応しているにも関わらず、その能力・役割に見合った権限と財源を十分に持っておらず、効率的かつ機動的な大都市経営ができていないという課題が発生
- 指定都市制度の課題は、道府県と指定都市の二層制の構造上の問題であり、個々の権限移譲の推進（実質的特別市）では、解決できない課題である。

具体的な支障事例

PLUS 1

- 道府県の関与により、道府県との調整や確認に時間を要するなど、迅速かつ的確な政策展開の支障となっている。

- | | |
|------------------------------|------------------------|
| ・ 新型コロナウイルス感染症など大規模な危機事象への対応 | ・ 都市計画事業の認可など土地の使用・管理 |
| ・ 私立幼稚園の設置認可・指導など道府県と市の類似業務 | ・ 医療計画など道府県計画による制限 など… |

- 指定都市の市民からは、交通安全対策の標識に関して「規制」と「安全対策」の項目で権限が異なり、相談窓口が分かれているため、住民ニーズへの迅速な対応が図れていないとの声が多数挙がっている。
- 企業誘致等による税収効果のうち、法人事業税など税源涵養効果の一部は道府県税となっており、魅力的なまちづくりによる税収増が地域や新たな再開発等へ還元・循環できず、効果的な都市や圏域の成長に繋がらない。

2 新たな大都市制度としての「特別市」の必要性

これまでの議論や整理

- 指定都市の市民は、受益と負担の関係にねじれが発生しているなどの課題
- 特別市は、二重行政を完全に解消し、効率的かつ機動的な大都市経営を可能とし、市民サービスを向上
- 特別市の実現により、圏域・地域全体の発展・活性化、我が国の更なる成長等に繋げることが可能
- 指定都市制度と特別区設置制度が法制化されている中、地域の実情に応じて大都市制度を選択できるようにするため、新たな大都市制度として、「特別市制度」の法制化が必要

考え方

PLUS 1

- 人口減少社会等において持続可能な行政サービスの提供等が求められる中、特別市の実現によって、特別市と道府県がしっかりと役割分担を行い、それぞれの役割に注力することで、日本全体における持続可能な行政サービスの提供に繋がる。
- 広域事務については、都道府県との役割分担のもと、都道府県と特別市の連携、特別市と他の基礎自治体同士の連携を促進することが可能となる。さらには、道府県域をまたぐ広域連携が促進される。
- 高次の都市機能が集積していて、道府県からの自立性が高い大都市は、特別市への移行によって、より自立した大都市経営を行うことが、市民サービス向上はもとより、我が国の発展・成長にとってもプラスの効果をもたらす。
- 指定都市移行の経過や地域特性などもあり、すべての指定都市が特別市に移行することを前提としたものではない。

3 特別市がもたらす経済成長

— 多極分散型社会の構築により東京一極集中の是正にも寄与 —

これまでの議論や整理

- 現場力を有する特別市がその経験を活かし広域にまたがる業務を近隣市町村と連携して実施することで、圏域・地域全体の発展及び活性化に繋がる。
- 特別市の導入により我が国全体の成長を牽引する大都市が複数誕生し、個性と魅力を競い合う経済圏を作ること、多極分散型社会の実現に繋がり、我が国全体の発展に貢献するとともに、地域経済圏域の発展に貢献
- 特別市の創設により、大都市が我が国の更なる成長と発展を牽引し、世界の大都市との競争が可能

考え方

PLUS 1

- 日本の大都市として十分な活力を備え、地域の特徴・強みを活かした分野において諸外国の大都市とグローバルな競争と共存の関係を築くことで、海外都市との都市間競争や都市ブランドの向上、先端都市としての行政課題の解決の実証フィールドとしての魅力向上、さらには、強い経済圏の確立などの効果が見込める。
- 特別市をはじめとした力のある大都市及び大都市圏域が我が国に複数誕生することにより、国内におけるリソースの取り合いではなく、グローバルにも企業や人、投資を呼び込むなど、東京一極集中の課題解決にも寄与しながら、多極分散型社会を実現する効果が期待できる。
- 特別市は、メガリージョンの活力を強化させるものであり、人口減少社会等においても複数の大都市圏域が我が国の成長を牽引し、持続可能な社会の実現に寄与していくことが期待される。

3 特別市がもたらす経済成長 具体的なイメージ

I 点の成長

- 自立した大都市として、効率的な行政サービスの提供や積極的な施策を展開
- 新たな投資が促進され、積極的な企業誘致や地域開発等も可能となり、施策の自由度の高まりとの相乗効果により、魅力あるまちづくりを好循環に展開

II 線・面の成長

- 自立した大都市が形成する圏域をマネジメントし、持続可能な行政サービスの提供と圏域の成長を牽引
- 道府県との役割分担や、都道府県と特別市の共同実施による広域行政、特別市と他の基礎自治体同士の連携による広域連携の取組を促進

III 空間の成長

- 地域の特徴・強みを活かした分野において世界における都市ブランドの向上、先端都市としての実証フィールドとしての魅力向上
- 海外都市とのグローバルな都市間競争や共存が加速し、グローバルにも企業や人、投資を呼び込み、強い経済圏を確立

日本全体の成長

- 大都市圏域が我が国に複数誕生することにより、多極分散型社会を実現
- 国内におけるリソースの取り合いではなく、グローバルにも活躍し、多極分散型社会を構築することから、東京一極集中の課題解決にも貢献

経済成長の要素

技術革新

生産性向上

投資促進

雇用創出

業務効率化

+

多極分散

我が国の持続可能な社会の構築と経済成長の好循環を実現

4 - 1 区の住民代表機能の考え方

これまでの議論や整理

- 法人格を有し、公選の長、議会を備えた区を設置して実質的に二層制とすることが必要とまでは言い切れないが、現行の指定都市の区と同様のものを設置することでは不十分【指摘事項】
- 過去の特別市制度に公選の区長が存在していたように、何らかの住民代表機能を持つ区が必要【指摘事項】
- 特別市における区は、法人格を有しない行政区（市の内部組織）
- 区は、区の役割、予算、裁量等を拡充することに併せ、区長の位置付けを強化するとともに、区行政に対する議会の意思決定機能やチェック機能を強化

考え方

- これまでの議論や整理を踏まえ、大都市の一体性を確保し、迅速な意思決定を可能とすることを考慮しながら、次のことを前提とするなど、住民代表機能を強化・担保し、区行政に対する議会の意思決定機能やチェック機能を強化する。

- ・ 区内選出議員の市議会議員で構成する 区の常任委員会等を設置
- ・ 区長は、議会同意が必要な特別職化を検討

- 本件には、市議会にも多様な見解があると考えられることから、検討には十分な議論が必要である。

PLUS 1

4 - 2 特別市への移行に向けた住民投票の考え方

これまでの議論や整理

- 多様な大都市制度実現プロジェクト最終報告書（令和3年11月）では、住民代表である市議会及び道府県議会の議決を経ること、市民目線では市の区域が変わらず、新たな住民負担も発生しないことから、特別市の移行の意思決定においては、住民投票は制度化せず、地域の実情に応じて任意で実施すると整理
- 移行手続きについては、市議会及び道府県の議決を経た上で、市と道府県が共同申請すると整理

考え方

PLUS 1

- 特別市への移行により、指定都市の住民が道府県民でなくなるという影響があること、「大都市地域における特別区の設置に関する法律」では、住民投票が必要とされていることを踏まえ、住民投票の制度化にはさらなる議論を行う必要がある。
- 特別市に移行する市民には、市の区域の変更や新たな住民負担は発生しないが、道府県の区域外となることや、道府県知事や道府県議会議員の選挙権がなくなるといった影響も考えられる。
- 一方、特別市以外の道府県民には、道府県が提供する住民サービス、道府県の名称等を含め、直接的な不利益となる影響等は与えない。
- 仮に住民投票が制度化された場合には、特別市への移行は、特別市に移行する基礎自治体のあり方を問うものであるため、住民投票を行う範囲は「市民」を前提と考えるべきである。

4 - 3 広域事務、連携のあり方

これまでの議論や整理

- 現場力を有する特別市がその経験を活かし広域にまたがる業務を近隣市町村と連携して実施し、圏域・地域全体の発展・活性化に繋がる

考え方

PLUS 1

- 特別市は、市域内の地方税の全てを賦課徴収するとともに、一元的な行政権限を有するため、我が国の危機的な状況が見込まれる中、行政サービスの充実や都市の成長による成果を、市民はもとより、周辺自治体も含めた圏域、日本全体に還元していく。
- 道府県と特別市が役割分担を行い、特別市による水平連携及び道府県による垂直補完、さらには特別市による水平補完も視野に入れながら、それぞれの役割に注力し、人口減少等により厳しい状況下にある市町村を地域の実情に応じて機能的に支えていくことで、日本全体における持続可能な行政サービスの提供に繋げていく。
- 人口減少社会等を背景として、自治体間の広域連携がこれまで以上に重視される中、特別市と都道府県が共同で事務処理を行う仕組みや、特別市を中心とした広域連携の仕組みの構築など、大胆な制度改革も視野に入れた制度設計が求められる。

4 - 4 警察事務のあり方

これまでの議論や整理

- 警察事務について、特別市の区域とそれ以外の区域に分割されることになるが、広域犯罪への対応に懸念【指摘事項】
- 警察本部等を新たに設置し、人員を確保する必要があるなど、コストの増加や分割されることによる非効率化という問題が存在する可能性

考え方

PLUS 1

- 警察事務について、特別市は道府県の区域外となることから、特別市公安委員会及び特別市警察本部の設置を前提とする。
- ただし、かつて自治体警察が存在していたものの、広域犯罪等への対応も考慮し、現在の警察法により、都道府県警察に移行した経過も踏まえ、公安委員会・警察本部を道府県と特別市が共同設置することも可能とする。
- 共同設置により実施する場合においても、生活安全部門や交通部門など、市民生活と密着する分野については、特別市が中心的な役割を担うことを基本と考える。

4 - 5 税財政制度のあり方

これまでの議論や整理

- 特別市は、全ての道府県税、市町村税を賦課徴収することとなるため、周辺自治体に対する道府県の行政サービスの提供に影響する可能性【指摘事項】
- 特別市移行に伴い、広域自治体において財源不足が生じる場合には、必要な財政需要については、一義的には地方交付税により措置
- 特別市は、圏域において連携の中心的な役割を果たし、地域の実情に応じて、広域にまたがる業務を近隣市町村と連携して実施

考え方

PLUS 1

- 特別市は地方税を一元的に徴収する。地方税財政制度は、地方自治制度を財政面から支えるものであるため、道府県から権限移譲される事務事業に応じた財源配分が行われるものである。
- 広域にまたがる業務について、都道府県と特別市が事務を共同処理する場合は、双方が相応の負担金を支出する。
- 上記を踏まえても、特別市と都道府県の財源配分に著しい不均衡が生じる場合は、現在行われている行政サービスの円滑な実施に支障が生じることのないよう、必要な調整を行うことができる仕組みの導入についても、あらかじめ国と協議の上、検討を進めていく。

4 - 6 道府県有施設の取り扱い

これまでの議論や整理

- 指定都市域内には、道府県庁や警察本部などの多くの道府県機関・道府県有施設が設置されており、特別市移行によって、多額の移管費用が発生する可能性

考え方

PLUS 1

- 既に指定都市域内にある道府県有施設等の取り扱いについては、周辺住民の利用実態や施設の性質等を踏まえて、施設の移管・統廃合を費用負担も含めて、道府県と協議していくことになる。
- 人口減少社会等において、公共施設の適正配置を考える契機になるとともに、これから高度経済成長期に作られた公共施設の維持更新見直し時期を迎える中、移転等によるコストが一時的にかかる可能性がある一方で、将来的には維持管理コストの縮減なども見込める。
- 具体的な施設再編等については、特別市が法制化された後、移行に向けた協議の中で、道府県・市間で詳細に検討・協議をするべき事項である。
- 道府県民や特別市民の利便性の観点から、特別市にそのまま設置することが望ましいと考えられる施設は、当面、特別市域に配置された状況も続く可能性はあるものとする。

今後の予定

総務企画局

令和 7 年 1 0 月 8 日

今後の予定

指定都市市長会としての議論、とりまとめ

- これまでに論点として示されている特別市の課題等に対して、指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト」において議論を進め、「特別市に関する考え方」を改めて整理する予定
- 令和7年11月の同プロジェクトにおいて、とりまとめる予定
- とりまとめた考え方等を踏まえ、国等に対し、次期地方制度調査会に向けた働きかけ等を行う予定